

令和 7 年度

事 務 事 業 概 要

(令和 6 年度実績)

三重県松阪食肉衛生検査所

三重県松阪市大津町 8 8 3 - 2
電話 0 5 9 8 - 5 1 - 3 0 3 7
FAX 0 5 9 8 - 5 1 - 3 0 4 7
E-mail : mshoku@pref.mie.lg.jp

目 次

1	概要	1
2	組織と職員の状況	2
3	各課の事務分掌	3
4	予算・決算	4
5	と畜検査頭数及び食鳥検査羽数	4
6	食肉・食鳥肉の安全確保	5
7	と畜検査及び食鳥検査結果	8
8	試験室検査結果	10
9	教育訓練	12
10	その他	13
11	調査研究	14

1. 概要

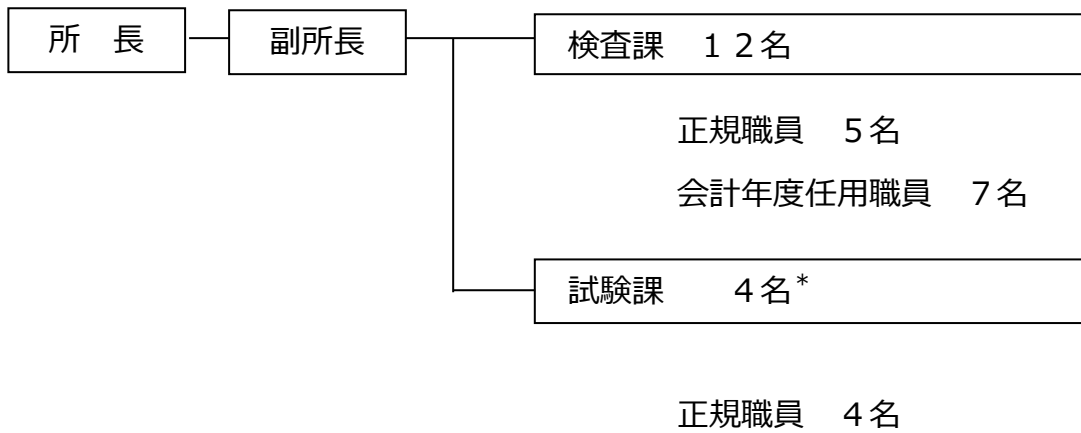
食肉衛生検査所は、食肉の安全を確保するため、と畜場に搬入された牛・豚、食鳥処理場に搬入された鶏の疾病の排除はもとより、微生物による汚染防止対策や動物用医薬品等の残留検査を行うなど公衆衛生上重要な役割を果たしています。

沿革	昭和40年4月業務開始 平成3年4月移転整備・竣工
設置・運営	三重県（所管：医療保健部食品安全課）
所管法・事業	と畜場法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）に基づく検査及び監視指導
所轄と畜場等	と畜場*1施設（三重県松阪食肉流通センター） 食鳥処理場*1施設（松阪市） 認定小規模食鳥処理場（四日市市を除く県内18施設） (令和7.4.1現在)

*と畜場：食用に供する目的で、獣畜（牛、馬、豚、めん羊および山羊）をとさつし又は解体する施設

*食鳥処理場：食鳥（鶏、あひる、七面鳥）処理を行うために設けられた施設

2. 組織と職員の状況



区分	正規職員		会計年度任用職員				計
	獣医師	事務職員	食鳥検査員	と畜検査支援員	食鳥検査員兼と畜検査支援員	業務員	
所長	1						1
副所長	1						1
検査課	4	1	3	2	1	1	12
試験課	4						4
計	10	1	3	2	1	1	18

(令和7.4.1現在)

* 試験課の正規職員が1名欠員

3. 各課の事務分掌

(1) 検査課

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 公文の処理及び保守に関すること。
- 3 職員の身分及び服務に関すること。
- 4 予算及び経理に関すること。
- 5 財産の管理に関すること。
- 6 物品の出納及び保管に関すること。
- 7 広報及び公聴に関すること。
- 8 食鳥に係る統計に関すること。
- 9 食鳥検査に関すること。
- 10 食鳥処理業者及び食鳥処理場の指導監督に関すること。
- 11 食品衛生に関すること。(食鳥処理場内における食鳥肉に係るもの、と畜場内における食肉に係るものに限る。)
- 12 と畜に係る統計に関すること。
- 13 と畜検査に関すること。
- 14 と畜業者及びと畜場の指導監督に関すること。
- 15 その他。(検査課、試験課に属さないこと。)

(2) 試験課

- 1 病理学的検査及び調査研究に関すること。
- 2 理化学的検査及び調査研究に関すること。
- 3 微生物学的検査及び調査研究に関すること。
- 4 食肉の寄生虫及び原虫の検査に関すること。
- 5 残留抗生物質等検査に関すること。

4. 予算・決算

(1) 令和6年度予算決算額

歳入（特定歳入収入額）	29,049,856円
歳出（支出済額）	34,080,701円

(2) 令和6年度歳入内訳

	検査頭数	単 価	金 額
牛	6,451 頭	800 円	5,160,800 円
豚	65,453 頭	300 円	19,635,900 円
とく*	1 頭	300 円	300 円
食鳥	1,063,214 羽	4 円	4,252,856 円
計			29,049,856 円

*とく：12ヶ月齢未満の牛

5. と畜検査頭数及び食鳥検査羽数

○年度別・畜種別

年度	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
牛	6,909	6,954	6,727	6,601	6,394	6,399	6,116	6,243	6,290	6,451
豚	69,692	65,485	68,665	74,853	85,378	78,256	63,647	72,731	75,320	65,453
とく	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1
食鳥	1,171,605	1,156,129	1,150,371	1,137,179	1,239,734	1,159,487	1,103,075	1,103,475	1,127,631	1,063,214

○令和6年度月別・畜種別

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
牛	470	418	477	554	427	482	477	895	986	426	423	416
豚	5,494	5,906	5,490	5,319	5,005	4,966	5,853	5,503	5,192	5,915	5,208	5,602
とく	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食鳥	93,908	90,648	87,190	90,185	93,187	82,909	86,580	91,714	101,547	80,946	79,079	85,321

6. 食肉・食鳥肉の安全確保

(1) と畜検査・食鳥検査

獣医師職員である検査員が、と畜場法、食品衛生法、食鳥検査法に基づき、と畜検査や食鳥検査を行い、食肉・食鳥肉の安全確保に取り組んでいます。

と畜場で処理される牛・豚が病気にかかっていないかどうかを一頭ごと検査し、病気が疑われる獣畜については、さらに試験室内で精密な検査を実施して、その食肉が安全かどうかを検査し判断しています。

また、年間30万羽以上を処理する食鳥処理場では、食鳥検査員を派遣し、一羽毎に検査を実施しています。



牛生体検査



牛頭部検査



牛内臓検査



牛枝肉検査

(2) 試験室検査

と畜場や食鳥処理場で処理された食肉・食鳥肉の残留抗生物質等検査や微生物検査を実施しています。



残留抗生物質検査



微生物検査

(3) HACCPに基づく衛生管理の推進

と畜場法及び食鳥検査法の改正により令和3年6月から、と畜場・食鳥処理場に対しHACCPに基づく衛生管理が義務化されたことから、事業者に対しHACCPに基づく自主的な衛生管理の状況を確認しています。

また、HACCPに基づく衛生管理に対しての助言、微生物検査等の結果に基づく衛生管理対策の検討や法改正等の情報を提供するため、各事業者と定期的に会議を開催しています。

なお、令和6年度は、と畜場12回、食鳥処理場11回の会議を行いました。

(4) BSE（牛海綿状脳症）対策

平成13年10月よりBSEの全頭検査が義務化されましたが、BSEのリスクが大きく低下したことにより、平成29年4月、健康牛に係るBSE検査が廃止されました。

BSEの原因であるプリオンは、特定部位（全月齢の牛の扁桃及び回腸遠位部（小腸の一部）、30ヶ月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）及び脊髄）に蓄積しやすいことから、これらの部位はと畜処理の工程で分別を行い、適切に処分されています。

なお、牛の月齢は、10桁の個体識別耳標番号を基に個体識別情報検索システム*により確認しています。

*流通する牛肉には個体識別番号等を表示するシステムが法律により平成16年12月1日から施行されています。

URL：<http://www.id.nlb.go.jp/top.html>（牛の個体識別情報検索システム）

(5) 枝肉・内臓

牛・豚は、と畜検査合格後、半割りに処理され、「枝肉」としてと畜場から出荷され、脱骨・整形などの処理後、食肉販売店、スーパー等で販売されます。内臓も業者によって処理され、焼肉店等へ流通しています。心臓・肝臓は「赤もの」、胃腸は「白もの」と呼ばれ、また臓器別に名称が付されています。

(6) 皮・不可食部等

皮は皮革原料（原皮）として処理され利用されています。検査合格でも通常食用としない牛の内臓の一部や四肢の骨などは、肉骨粉等にレンダリング（化製処理）されています。牛の内臓中の未消化物は脱水処理後に肥料に加工され、血液、洗浄水などは、浄化槽で処理されています。

7. と畜検査及び食鳥検査結果（令和6年度）

（1）と畜検査

○ と畜検査頭数・処分別実頭数

	牛			とく			豚		
検査頭数	6,451			1			65,453		
廃棄区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分別実頭数	0	18	2,918	0	0	0	1	45	29,998

○ 疾病別頭数

	牛			とく			豚		
廃棄区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
豚丹毒							1	7	0
結核病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放線菌病		0	0		0	0		0	0
細菌その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジストマ病		0	6		0	0		0	0
寄生虫その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
膿毒症	0	0		0	0		0	6	
敗血症	0	2		0	0		0	32	
尿毒症	0	4		0	0		0	0	
黄疸	0	4	14	0	0	0	0	0	0
水腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腫瘍	0	7	0	0	0	0	0	0	1
中毒諸症	0	0		0	0		0	0	
炎症、炎症産物汚染		0	2,729		0	0		0	28,671
変性又は萎縮		0	542		0	0		0	1,072
その他	0	1	135	0	0	0	0	0	1,746
計	0	18	3,426	0	0	0	1	45	31,490

(2) 食鳥検査

○ 食鳥検査羽数・処分別実羽数

	鶏		
検査羽数	1,063,214		
廃棄区分	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分別実頭数	0	14,511	60,960

○ 疾病別羽数

処分区分		禁止	全部廃棄	一部廃棄
ウイルス・クラミジア症	鶏痘	0	0	0
	封入体肝炎	0	0	
	マレック病	0	0	
	その他	0	0	0
細菌病	大腸菌症	0	559	
	伝染性コリーザ	0	0	0
	サルモネラ症	0	0	
	ブドウ球菌症	0	0	
	その他	0	0	
その他の疾病	膿毒症	0	0	
	真菌症	0	0	
	寄生虫症	0	0	0
	変性	0	0	0
	水腫	0	0	0
	腹水症	0	2,327	
	出血	0	0	0
	炎症	0	0	46,436
	萎縮	0	0	0
	腫瘍	0	0	0
	臓器の異常な形等	0	0	0
	黄疸	0	0	
	外傷	0	0	0
	中毒諸症	0	0	
	削瘦及び発育不良	0	11,402	
	放血不良	0	22	
	湯漬過度	0	201	
	その他	0	0	14,524
計		0	14,511	60,960

8. 試験室検査結果（令和6年度）

（1）病畜・保留畜等の精密検査実施状況（畜種別）

畜種		病畜		切迫		一般畜 保留		検査項目					検査結果 に基づく処理		
		時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	細菌	病理	理化学	抗菌剤	計	全部 廃棄	部分 廃棄	計
牛	和牛	99	0	0	0	9	0	7	7	106	103	223	18	90	108
	交雑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ホ・他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	99	0	0	0	9	0	7	7	106	103	223	18	90	108
とく		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚		34	0	0	0	64	0	56	7	36	92	191	46	52	98
合計		133	0	0	0	73	0	63	14	142	195	414	64	142	206

（2）病畜・保留畜等の残留抗生物質検査状況（（1）の再掲）

畜種	検査頭数	陽性頭数	検出部位内訳	
			腎臓	筋肉
牛	103	0	0	0
とく	0	0	0	0
豚	92	0	0	0
計	195	0	0	0

(3) 残留抗生物質等検査（収去検査）

	残留抗生物質		残留合成抗菌剤		残留テトラサイクリン系		残留内部寄生虫用剤	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数
牛肉	32	0	0	0	0	0	0	0
牛腎	32	0	0	0	0	0	0	0
豚肉	32	0	5	0	5	0	5	0
豚腎	32	0	0	0	0	0	0	0
豚脂	0	0	0	0	0	0	5	0
鶏肉	8	0	0	0	0	0	0	0
計	136	0	5	0	5	0	10	0

検査項目（※②、③、④については保健環境研究所にて検査を実施）

①残留抗生物質

②残留合成抗菌剤：スルファメラジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ他

③残留テトラサイクリン系：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン

④残留内部寄生虫用剤：イベルメクチン、フルベンダゾール

(4) ふき取り及び収去検査

検査項目	畜種等	検体数	陽性数
一般生菌	牛	55	
	豚	55	
	鶏	80	
	と畜場、車両	36	
	食鳥施設	38	
腸内細菌科菌群等	牛	55	
	豚	55	
	鶏	80	
	と畜場、車両	36	
	食鳥施設	38	
腸管出血性大腸菌	牛	60	0
	と畜場	20	0
サルモネラ属菌	牛	0	0
	豚	25	0
	鶏	40	17
	と畜場、車両	0	0
	食鳥施設	38	2
カンピロバクター	鶏	40	4
	食鳥施設	38	2

9. 教育訓練

(1) 所内研修会（勉強会）

現場検査や試験室検査において、日々遭遇する各種事例に的確に対応するため、検査員としての基礎知識の習得、技術向上及び情報共有を図る事を目的として種々のテーマを取り上げて勉強会（技術検討会）を6回開催しました。

(2) と畜検査員研修会

と畜検査員には、と畜検査技術以外に食品衛生や家畜伝染病対策等の高度な知識が幅広く求められており、と畜検査員としての資質向上のため、有識者を招く等により研修会を開催しています。

(3) 全国食肉衛生検査所協議会

全国の食肉衛生検査所が緊密な連携のもとに食肉衛生の向上及び食肉の安全確保に資することを目的とした協議会に所属し例年研究発表を行っています。

10. その他

(1) 獣医師の確保対策について

新規採用獣医師の確保が困難であることに加え、職員の出産、育児等により深刻な行政獣医師不足となっていることから、平成19年度より、全国の獣医学生を対象に行政獣医師の業務について理解を得ることを目的とし、農林水産部と連携してインターンシップ事業を行う等により行政獣医師の確保に努めています。

令和6年度は1名の学生を受け入れました。



と畜検査実習



試験室検査実習



講義

(2) 見学者の受け入れ

平成14年から、食肉検査を通じて食肉の安全について学ぶ機会を提供する場として、見学者の受け入れを行っています。

令和6年度は13団体148名の見学者を受け入れました。



見学者への説明